

京都市訓令甲第 4 号
庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

京都市職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 3 0 日

京都市長 門 川 大 作

第 6 条の見出しを「(出勤等の記録)」に改め、同条中「自ら出勤簿に押印しなければ」を「別に定める方法により、自ら出勤した時刻及び退勤する時刻を記録しなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、京都市職員の電子出勤簿の確認及び紙出勤簿の整理並びに休暇の取得状況等の記録に関する規程第 4 条の規定により紙出勤簿を備えることとされている職員は、始業時刻までに出勤し、出勤した際に自ら当該紙出勤簿に押印しなければならない。

附 則

この訓令は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部給与課)